

# 岐阜市PTA連合会 規約

昭和23年	5月	1日	制定	昭和27年	4月	1日	改定	昭和30年	5月	16日	改定
昭和34年	3月	4日	改定	昭和35年	9月	12日	改定	昭和36年	5月	1日	改定
昭和38年	5月	24日	改定	昭和39年	5月	20日	改定	昭和40年	5月	7日	改定
昭和41年	3月	29日	改定	昭和42年	3月	26日	改定	昭和47年	1月	22日	改定
昭和49年	1月	18日	改定	昭和50年	4月	16日	改定	昭和51年	4月	14日	改定
昭和55年	3月	12日	改定	昭和56年	1月	26日	改定	昭和59年	1月	18日	改定
昭和62年	2月	19日	改定	平成元年	2月	23日	改定	平成3年	4月	1日	改定
平成4年	1月	9日	改定	平成6年	5月	13日	改定	平成7年	1月	16日	改定
平成8年	9月	10日	改定	平成9年	1月	27日	改定	平成13年	2月	21日	改定
平成22年	2月	15日	改定	平成23年	2月	15日	改定	平成29年	2月	13日	改定
平成30年	2月	19日	改定	令和2年	4月	1日	改定	令和4年	5月	9日	改定
令和5年	9月	11日	改定								

## (名 称)

第1条 この連合会は、岐阜市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を岐阜市教育委員会事務局 社会・青少年教育課内に置く。

## (入 会)

第2条 岐阜市小中学校の各単位PTA（以下「各単位PTA」という。）は、連合会の構成団体になることができる。

- 2 単位PTAは入会届を連合会に提出することによって、連合会の構成団体となる。
- 3 前項の規定による単位PTAからの入会届は、入会を希望する年度の前年度末までに連合会に提出しなければならない。
- 4 単位PTAの連合会への入会は特段の事情がない限り、入会届が提出された年度の翌年度の4月1日とする。
- 5 連合会の構成団体となった単位PTAは、退会届を提出しない限り、連合会の構成団体としての地位を有する。

## (退 会)

第2条の2 連合会の構成団体である単位PTAは、連合会から退会することができる。

- 2 連合会からの退会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会から退会する旨の議決をしたうえで、連合会に退会届を提出しなければならない。
- 3 単位PTAにおいて前項の議決を得るため、総会で連合会からの退会を議題とする場合には、当該単位PTAの会長は会員に対し、連合会から退会することによって得られる利益と不利益の双方を説明するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定による単位PTAからの退会届は、退会を希望する年度の9月末までに連合会に提出しなければならない。
- 5 単位PTAの退会は特段の事情がない限り、退会届が提出された年度の3月31日とする。

## (再入会)

第2条の3 連合会から退会した単位PTAが再び連合会に入会することは妨げられない。

- 2 連合会への再入会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会に入会する旨の議決をしたうえで、連合会に入会届を提出しなければならない。
- 3 第2条第3項及び第4項の規定は、再入会を希望する単位PTAに準用する。

## (目 的)

第3条 連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動を促進することを目的とする。

## (事 業)

第4条 連合会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催

(2) 単位PTA相互の情報の交換, 連絡・協議

(3) その他, 連合会の目的達成に必要な事業

(性 格)

第5条 連合会は, 社会教育法第10条に基づく社会教育団体であり, 公の支配に属さず, 特定の政党・宗教に偏らず, 営利を目的とせず, 民主的に運営されるものである。

(会 員)

第5条の2 この会の会員は, 連合会の構成団体となった単位PTAに所属するPTA会員をもって構成する。ただし, 連合会の役員会で承認を受け, 連合会の会長が委嘱した者をPTA準会員とし, 会員と同等とする。

(役員及び理事等)

第6条 本会に, 次の役員・理事等を置く。

(1) 役員 会長 1名, 副会長 8名, 書記 2名, 会計 2名, 委員長 必要に応じて

(2) 相談役 2名 (小学校校長代表1名, 中学校校長代表1名)

(3) 理事 5名 (各ブロック代表1名)

(4) 監事 3名 (内, 小中教頭会代表1名)

(顧 問)

第6条の2 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。顧問は, 前会長及び県PTA役員とする。

(役員・理事会の選任)

第7条 前条にある役員・理事等は, 次により選任する。

(1) 役員及び監事2名は, 評議員会の内規に基づき, 会員の中から選考委員会で選出し, 特別評議員会で決定する。

(2) 相談役は, 小中校長会の代表をもって充てる。

(3) 理事は, 各単位PTA会長・顧問からブロックで選出する。

(4) 監事1名は, 小中教頭会の代表をもって充てる。

(5) 顧問, 委員長は会長が委嘱し, 評議員会で承認を得る。

(役員・理事等の任期)

第8条 第6条第1号から第4号に定める役員・理事等の任期は1年とし, 再任を妨げない。ただし, 任期満了後も後任者が就任するまでは, その責を負うものとする。また, 欠員が生じたときは, 評議員会により補充し, その任期は前任者の残任期間とする。

(役員・理事等の職務)

第9条 役員・理事等の職務は, つぎのとおりとする。

(1) 会長は, 連合会を代表し, 会務を統括し, 会議を招集する。

(2) 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故あるときは, 役員・理事会において予め指名された1名が職務を代行する。

(3) 委員長は, 会務の執行を助け, 委嘱された活動を推進する。

(4) 書記は, 事務を掌理し, 会議を記録する。

(5) 会計は, 会計を掌理する。

(6) 顧問・相談役は, 各種会議に出席し, 指導・助言する。

(7) 理事は, 会務の執行を助け, 当該ブロック活動を推進する。

(8) 監事は, 会務及び会計を監査する。

(評議員及び評議員会)

第10条 評議員は, 各単位PTAの会長及び役員・理事等とする。

2 評議員会は, 評議員で構成し, 本会の最高決議機関とする。

3 評議員会の議決は, 各単位PTAの会長, 役員, 理事等 (ただし小中教頭会代表は除く) で行う。

4 必要に応じ, 内規を設けて, 若干の部会等を置くことができる。

(特別評議員会)

第10条の2 特別評議員会は, 各単位PTAの新年度会長か顧問とブロック選出新年度役員で構成し, 新年度の連合会役員・監事を決定する。

(役員会及び役員・理事会)

- 第 11 条 役員会は、役員で構成し、役員・理事会は、役員、理事等で構成する。
- 2 役員会及び役員・理事会は必要に応じて会長が招集し、連合会の事業を執行する。
  - 3 役員会及び役員・理事会の結果は、次回評議員会へ報告する。

(特別委員会)

- 第 12 条 会長が必要と認めた場合、評議員会の承認を受けて、特別委員会を置くことができる。

(会議及び議決)

- 第 13 条 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、代理人をもって議決案を行使する者及び当該議事につき書面をもって、予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 2 議決は、出席者の2分の1以上の賛同をもって、これを決する。

(経費等)

- 第 14 条 連合会を構成する単位PTAは、毎年度、連合会に負担金を支払わなければならない。
- 2 単位PTAが特別の事情により、年度の途中で連合会を退会した場合、単位PTAは既に支払った負担金の返還を求めることができない。
  - 3 連合会の経費は、単位PTAの負担金、その他をもって、これに充てる。
  - 4 連合会の予算及び決算は、役員会で作成し、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

- 第 15 条 連合会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

- 第 16 条 本規約の改正は、評議員会の議決によらなければならない。

(内規の設定)

- 第 17 条 連合会の運営上、必要に応じて第 10 条に定める評議員会の承認を受けて、内規を設けることができる。

附 則

- 第 1 条 2023年(令和5年)4月1日の時点で連合会の構成団体となっている単位PTAは、すでに連合会に入会しているものとみなし、改めて入会届を提出する必要はないものとする。

この規約は、令和6年4月1日から実施する。